

# 新型コロナウイルス 感染症対策

## COVID-19

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やコロナ禍における原油価格をはじめ物価の高騰などが、町民の皆さんの生活や地域経済に大きな影響を与えています。鞍手町では、町民の皆さんとともにこの緊急事態を乗り越えていくための独自支援策を実施します。

### ■ 水道料金（基本料金）の減免

令和4年7月検針分（8月請求分）から6か月間、次のとおり水道料金を減免します。

- **対象** 町内すべての水道契約者（官公庁施設は除く）
- **減免対象** 水道料金の基本料金（使用水量8立方メートルまで）
- **減免期間** 令和4年8月請求分から令和5年1月請求分まで（この期間の検針票の金額は、減免後の金額となります）
- **検針期間** 令和4年7月分から12月分
- **申請** 必要なし
- **問い合わせ** 上下水道課上水道庶務係まで



### ■ 施設園芸燃油価格高騰対策

施設（ハウス）の加温設備に使用する重油（納品が令和4年4月1日から令和5年2月28日まで）の購入費の一部を補助します。

- **対象者** 町内に住所を有しており、施設園芸農業を営んでいる個人事業主または法人
- **補助単価** 1リットルあたり30円（10万円が上限）
- **申請** 必要あり
- **申請方法** 申請書及びそのほか必要書類を役場農政環境課農業振興係へ提出。詳細については、ホームページ等で随時お知らせします。
- **問い合わせ** 農政環境課農業振興係まで



### ■ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響（家計急変）により令和4年中の収入見込みが非課税相当となる世帯を支援する給付金です。

ただし、既に本給付を受けた世帯は対象外です。

- **給付額** 1世帯あたり10万円
- **申請** 必要（確認書の提出が必要です）
- ※ 詳細については7月に役場が対象者へ送付する通知をご確認ください。また、準備が整い次第、町のホームページでもお知らせします。
- **問い合わせ** 福祉人権課福祉係まで



## 保育所等給食費の物価高騰対策

物価高騰対策として、町内の保育所等（公立・私立）の給食に係る材料費高騰分を補助することにより、保護者負担を増大させることなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を実施します。（令和4年度中に給食費の引き上げを行った施設は対象となりません。）

- **補助対象** 古月保育所、鞍手のぞみ保育園及び鞍手あゆみ認定こども園
- **補助期間** 令和4年4月から令和5年3月まで
- **問い合わせ** 福祉人権課児童人権係まで



## 学校給食費の物価高騰対策

物価高騰対策として、町内の小中学校の給食に係る材料費高騰分を補助することにより、保護者負担を増大させることなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を実施します。

- **補助対象施設** 町内の小・中学校
- **補助期間** 令和4年4月から令和5年3月まで
- **問い合わせ** 教育課学校給食係まで



## 小中学校への大型モニター等の整備

GIGA スクール構想を実現するため、学習時に必要となる大型モニター等を整備し、新たな時代に対応していく教育の充実を推進していきます。

※GIGA とは Global and Innovation Gateway for All の略。「すべての人に国際的（グローバル）で革新的（イノベーション）な入り口を」という意味です。

- **購入備品** 電子黒板、大型モニター等
- **問い合わせ** 教育課学校教育係まで



## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の分）

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

- **対象者①** 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けており、令和4年度の住民税均等割が非課税である人
  - **対象者②** 対象者①以外で令和4年3月31日時点で18歳未満（障がい児については20歳未満）の子の養育者で次のどちらかに該当する人▷**ア**＝令和4年度の住民税均等割が非課税である人▷**イ**＝新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人（家計急変者）
  - **給付額** 児童1人あたり一律5万円
  - **申請** ▷**対象者①**＝不要▷**対象者②**＝必要
- ※詳細については7月に役場が送付する通知をご確認ください。また、準備が整い次第、町のホームページでもお知らせします。
- **問い合わせ** 福祉人権課児童人権係まで